

『これだけマスター 予防技術検定試験（改訂2版）』
「消防法施行令の一部改正」（令和5年4月1日施行）への対応

「消防法施行令の一部改正（令和4年9月14日公布、令和5年4月1日施行）」
及び

「予防技術検定の検定科目の出題範囲について（令和5年3月28日消防庁予防
課事務連絡）」

の改正に伴い、本書の下記のページにつきまして、添付の内容に差し換えてご使用
いただきますようお願い致します。

ページ；x ~ xii, 20-21, 232

検定科目の範囲（共通科目）

（予防技術検定の検定科目の出題範囲について（令和5年3月28日付消防庁予防課・消防庁危険物保安室事務連絡））

科目（範囲）	検定科目の主要な出題範囲（根拠条文等）（※）
I 燃焼及び消火の理論に関する基礎知識	① 燃焼の定義，燃焼現象，燃焼に必要な要素 ② 煙の流動性状と制御
II 消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識	③ 消火方法の種類及びその原理，消火剤の種類と消火作用 ④ 法第2条から第9条の2まで，第16条の5，第17条から第17条の4まで，第31条から第35条の3の2まで
III 消防同意，消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識	⑤ 法別表第1（備考を含む） ⑥ 消令第1条の2，第4条の2の2から第5条の8まで，第6条から第9条の2まで，第34条から第36条まで
IV 査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識	⑦ 消則第31条の3，31条の3の2及び第31条 ⑧ 建基法第2条
V 防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識	⑨ 建基令第1条及び第2条 ⑩ 行手法第1条から第3条まで，第32条から第37条まで，第46条まで
VI 火災調査に関する基礎知識	
VII 危険物の性質に関する基礎知識	
VIII その他予防業務に必要な基礎知識	

検定科目の範囲（防火査察科目）

科目（範囲）	検定科目の主要な出題範囲（根拠条文等）（※）
I 関係法令の制度と概要	① 法第3条から第6条まで，第8条から第9条まで，第17条の4 ② 消令第2条から第5条の5まで
II 立入検査関係及び違反処理関係	③ 消則第1条から第4条の5まで（第1条の4，第4条の2の5及び第4条の2の12を除く） ④ 行審法第2条から第6条まで，第9条，第18条，第22条，第54条，第55条，第82条及び第83条
III 防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係	⑤ 代執行法第2条から第6条まで ⑥ 立入検査標準マニュアル（令和5年3月16日付け消防予第175号最終改正） ・立入検査要領 ・立入検査の着眼点 ・用途別の立入検査の留意事項
IV 防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等	⑦ 違反処理標準マニュアル（令和4年11月21日付け消防予第598号最終改正） ・違反処理要領 ・違反処理基準
V その他防火査察等に関する専門的知識	

参考資料 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号・平成26年3月4日付け消防予第55号により改正）

検定科目の範囲（消防用設備等科目）

科目（範囲）	検定科目の主要な出題範囲（根拠条文等）（※）
I 消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要	① 法第7条, 第17条から第17条の14まで, 第4章の2 ② 消令第8条から第29条の4まで, 第34条から第34条の4まで, 第36条の2, 第37条, 第40条及び第41条まで ③ 消則第5条から第31条の2の2まで, 第31条の6, 第33条の2から第33条の5まで, 第33条の17及び第33条の18
II 消防用設備等の技術上の基準関係	④ 建基法第6条, 第6条の2, 第6条の4, 第7条の6, 第21条から第28条まで, 第30条, 第32条から第36条まで, 第61条から第65条まで, 第86条及び第93条 ⑤ 建基令第20条の2, 第20条の3, 第107条から第109条の2まで, 第109条の5, 第111条から第129条の2の2まで, 第129条の2の5, 第129条の2の6, 第129条の13の2から第129条の15まで, 第136条の2及び第136条の2の2まで
III 消防設備士及び消防設備点検資格者関係	⑥ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第10号） ⑦ 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第15号）
IV その他消防同意, 消防用設備等に関する専門的知識	⑧ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 ⑨ 消防用設備等の設置単位について（平成16年総務省令第92号） ⑩ 消令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号・平成27年2月27日付け消防予第81号により改正）

検定科目の範囲（危険物科目）

科目（範囲）	検定科目の主要な出題範囲（根拠条文等）（※）
I 危険物関係法令の制度の概要	① 法第9条の3、第9条の4及び第3章 ② 危令第1条から第39条の3まで（第23条を除く） ③ 危則第2条、第3条、第7条の4、第7条の5、第9条の2から第22条の2の8まで、第22条の4から第28条の2の8まで、第28条の54から第47条の4まで、第48条、第48条の2、第49条から第51条まで、第58条の14から第61条まで、第62条の2から第62条の2の9まで、第62条の4から第62条の8まで、第64条の2から第67条まで、第69条の2
II 許可審査関係（位置、構造及び設備の基準を含む。）	④ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示99号）第4条の47の2から第4条の49の3まで、第4条の51、第68条の5、第68条の6、第71条から第72条まで
III 貯蔵及び取扱いの基準関係	⑤ 製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について（昭和58年3月9日付け消防危第21号） ⑥ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
IV 移送及び運搬の基準関係	⑦ 消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について（平成元年3月22日付け消防危第24号・平成3年6月19日付け消防危第71号・平成24年3月30日付け消防危第90号により改正）
V 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係	⑧ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について（平成10年3月13日付け消防危第25号・平成12年2月1日付け消防危第12号・平成13年8月13日付け消防危第95号・平成24年3月30日付け消防危第91号・平成24年5月23日付け消防危第138号令和元年8月27日付け消防危第119号により改正）
VI 危険物施設に関する保安規制関係	⑨ 製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（平成10年3月16日付け消防危第29号） ⑩ 製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について（平成11年3月23日付け消防危第24号） ⑪ 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）
VII 危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法	⑫ 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（平成16年3月18日付け消防危第33号・平成19年3月28日付け消防危第66号・平成22年7月8日付け消防危第144号令和元年8月27日付け消防危第120号により改正） ⑬ 既存の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について（平成22年7月8日付け消防危第144号）
VIII 危険物取扱者関係	
IX その他危険物に関する専門的知識	

（※） 略語：「法」とは消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

「省令」とは消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。

「省令」とは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。

「危令」とは危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。

「危則」とは危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。

「建基法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

「建基令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。

「行手法」とは行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）をいう。

「行審法」とは行政不服審査法（昭和37年9月15日）をいう。

「代執行法」とは行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）をいう。

3 適用除外・遡及適用

▶ 1. 技術基準改正に伴う基準適用(不遡及、遡及適用になる消防用設備等)

消防用設備等の技術上の基準が改正になった場合、この改正された新基準の施行又は適用の際、現に存する防火対象物、又は、新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、新基準が適用になるのではなく、従前の基準が適用となること(不遡及)を原則とする(法17の2の5①)。

ただし、表1・15の消防用設備等については、新基準が適用になる(遡及適用)。

表1・15 新基準が適用になる消防用設備等(法17の2の5①, 消令34)

① 消火器
② 避難器具
③ 簡易消火器具
④ 不活性ガス消火設備(全域放出方式のもので総務省令 ^{※1} で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る)(不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令 ^{※2} で定めるものの適用を受ける部分に限る)
⑤ 自動火災報知設備(消令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項～(17)項に掲げる防火対象物に設けるものに限る)
⑥ ガス漏れ火災警報設備(消令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物に設けるものに限る)
⑦ 漏電火災警報器
⑧ 非常警報器具及び非常警報設備
⑨ 誘導灯及び誘導標識
⑩ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、①～⑧に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

※1 消則33の2①………二酸化炭素

※2 消則19⑤19イ(ハ)及び(ホ)、消則19の2

▶ 2. 遡及適用となる防火対象物

- ・ 特定防火対象物(消令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項)
- ・ 改正後の技術基準である新基準に適合しておらず、かつ、従前の規定(新基準に相当するもの)にも違反している防火対象物
- ・ 新基準の施行又は適用の後に、床面積1,000m²以上又は延面積の1/2以上となる増築、改築、大規模修繕、模様替えの工事に着手している防火対

象物

- ・ 新基準の規定に適合するに至った防火対象物

4 用途変更の場合の特例

防火対象物の用途が変更になった場合、消防用設備等の設置基準及び維持基準は、前記3項と同様に原則として、変更前の用途における技術上の基準を適用することとなる。また、本規定の適用除外となる消防用設備等も同様である。

ただし、次の場合は、用途変更後の技術上の基準が適用になる。

- ① 用途変更前から消防用設備等に係る法令基準に適合しておらず、変更後の同法令基準に適合していない防火対象物の場合
- ② 用途変更後に、床面積 1,000 m² 以上又は延べ面積の 1/2 以上となる増築、改築、大規模修繕、模様替えの工事に着手している防火対象物の場合
- ③ 用途変更後に、法令基準に適合することとなった防火対象物の場合
- ④ 変更後の用途が「特定防火対象物」である防火対象物の場合

【その他消防同意，消防用設備等に関する専門的知識】

問題 2

消防用設備等に関する政令が改正された際，現に存する防火対象物の消防用設備等の中で，改正後の基準に適合させなければならないものとして**正しいもの**はどれか。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) 動力消防ポンプ設備
- (3) 非常警報設備
- (4) 非常用コンセント

解説

法 17 条の 2 の 5 では，

現に存する同条第 1 項の防火対象物における消防用設備等（**消火器，避難器具その他政令で定めるものを除く**）がこれらの規定に適合しないときは，当該消防用設備等については，当該規定は，適用しない

とされている。

ここで，「**その他政令で定めるもの**」（消令 34）とは，次の消防用設備等である。

- ① 簡易消火用具
- ② 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る）
- ③ 自動火災報知設備（消令別表第 1（1）項～（4）項，（5）項イ，（6）項，（9）項イ，（16）項イ，及び（16 の 2）項～（17）項に掲げる防火対象物に設けるものに限る）
- ④ ガス漏れ火災警報設備（消令別表第 1（1）項～（4）項，（5）項イ，（6）項，（9）項イ，（16）項イ，（16 の 2）項及び（16 の 3）項に掲げる防火対象物，並びに，これらの防火対象物以外の防火対象物で，消令 21 の 2 ① 3 に掲げるものに，設けるものに限る）
- ⑤ 漏電火災警報器
- ⑥ 非常警報器具及び非常警報設備
- ⑦ 誘導灯及び誘導標識
- ⑧ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって，消火器，避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

【解答 (3)】